

令和4年9月26日

豊田市長 太田 稔彦 様

足助地域会議  
会長 鈴木 知江美

## 答 申 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき令和4年7月25日付けで諮問を受けたことについて、下記のとおり答申します。

### 記

答申内容（詳細は別紙参照）

#### 1 早期発見・見守りに関する制度の検証、再構築

足助地域では、足助地域包括支援センターを中心に「ささえあいネット」の関係協力機関等のあり方や支援対象者の見直しを図っていく予定である。

そのため、地域独自の運用見直しにあたり、市として柔軟な対応・協力をお願いする。

#### 2 組織体制の強化への支援

足助地域では、社会福祉協議会足助支所を中心として、支援が必要な人の情報をより迅速に収集し、対応できる組織体制の強化を検討している。その機能を有効に発揮できるよう、市として必要な支援をお願いする。

#### 3 「つなぐひと」づくりの推進

日頃から顔の見える近所付き合い・人付き合いが重要であるため、各地域においてお互いの信頼関係を構築するよう働きかけをより積極的に実施していく。

高齢化による人材不足などへ対応するため、市として、小・中学生、高校生、大学生等を対象に、早い時期から地域福祉に関する研修機会等を設け、将来の「つなぐひと」となり得る人材の育成を推進していただきたい。

#### 4 組織・相談窓口の周知、PRの強化

社会福祉協議会や地域包括支援センター等が気軽に相談できる窓口であることや各相談窓口で受けられる具体的な支援内容の周知・PRの強化が全市共通の取組として必要である。

## 1 早期発見・見守りに関する制度の検証、再構築

「ささえあいネット～高齢者見守りほっとライン～」というネットワーク体制を構築し、高齢者の孤独死や虐待等を早期発見できる仕組みを整備してきたが、足助地域では、関係協力機関（事業者）、地域包括支援センターとの間の連携が上手く取れていない。また、支援が必要な人も高齢者のみならず多世代に渡るなど多様化している現状がある。

そのため、足助地域では、ネットワーク体制の運用状況を再検討するとともに、高齢者以外の障がい者や子ども等も支援の対象に加え、幅広い範囲での早期発見・見守りができる制度へ再構築を図っていきたいと考えている。

このようなネットワーク体制や支援対象者など地域独自の運用見直しを行うに当たり、市として柔軟な対応・協力をお願いする。

## 2 組織体制の強化への支援

足助地域では、「ささえあいネット」に加え、支援が必要な人に関する情報をより身近な方から速やかに収集し、対応できる組織体制の強化を検討している。具体的には、地域住民に「(仮称) 福祉特派員」として登録してもらった上で、地域の先端窓口としての様々な気づきを社会福祉協議会足助支所（＝「地域本部」）に随時連絡してもらい、関係機関や専門家と連携して対応するというものである。

このように、各地域の社会福祉協議会が組織体制を強化する際には、既存業務に加え、この「地域本部」機能を有効に発揮できるよう、市として機能強化に向けた必要な支援をお願いする。

## 3 「つなぐひと」づくりの推進

支援が必要な人は信頼した人以外に相談することが少なく、家族はもとより、日頃から顔の見える近所付き合い・人付き合いが重要であるため、お互いの信頼関係を構築するための働きかけを各地域においてより積極的に実施していく。

また、特に山村地域では、人口減少や高齢化により、集落の維持や地域活動等の担い手確保が大きな課題となっており、支援が必要な人と関係機関を「つなぐひと」の存在もますます貴重なものとなっている。

そのため、市として、小・中学生、高校生、大学生等を対象に、早い時期から地域福祉に関する研修や勉強会、ボランティア体験等を実施し、将来「つなぐひと」となり得る人材の育成を推進していただきたい。

## 4 組織・相談窓口の周知、PRの強化

足助地域においては、社会福祉協議会足助支所が「介護予防拠点施設足助まめだ館」内に、また、足助地域包括支援センターが「足助病院」内に設置されており、メリットがある一方で、それぞれサービス利用者や病院利用者（患者等）しか利用できないと思われる現状がある。

市として、社会福祉協議会や地域包括支援センターを始めとする地域福祉に関する相談窓口が市内の各地域に設置されており、誰でも気軽に相談できるということをもっと積極的に周知し、併せて、各相談窓口で受けられる具体的な支援内容についてもPRを強化していくことが全市共通の取組として必要である。